厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

「我が国の福祉行政における現状、及び今後の課題等」

大阪・関西万博公式キャラクター　ミャクミャク
©Expo 2025

令和7年8月14日
厚生労働省 障害保健福祉部　障害福祉課
照井　直樹

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

0

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

1．**社会保障制度について**
2．障害福祉制度を取り巻く状況について
3．障害福祉人材確保・職場環境改善等について
4．就労支援について
5．地域共生社会の取組について

厚生労働省

1

1

社会保障制度とは

社会保障制度は、国民の「安心」や生活の「安定」を支えるセーフティネット。
社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療・公衆衛生からなり、人々の生活を生涯にわたって支えるものである。

① 社会保険（年金・医療・介護）

国民が病気、けが、出産、死亡、老齢、障害、失業など生活の困難をもたらすいろいろな事故（保険事故）に遭遇した場合に一定の給付を行い、その生活の安定を図ることを目的とした強制加入の保険制度

○病気やけがをした場合に誰もが安心して医療にかかることのできる医療保険

○老齢・障害・死亡等に伴う稼働所得の減少を補填し、高齢者、障害者及び遺族の生活を所得面から保障する年金制度

○加齢に伴い要介護状態となった者を社会全体で支える介護保険　など

② 社会福祉

障害者、母子家庭など社会生活をする上で様々なハンディキャップを負っている国民が、そのハンディキャップを克服して、安心して社会生活を営めるよう、公的な支援を行う制度

○高齢者,障害者等が円滑に社会生活を営むことができるよう、在宅サービス,施設サービスを提供する社会福祉

○児童の健全育成や子育てを支援する児童福祉　など

③ 公的扶助

生活に困窮する国民に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助けようとする制度

○健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する生活保護制度

④ 保健医療・公衆衛生

国民が健康に生活できるよう様々な事項についての予防、衛生のための制度

○医師その他の医療従事者や病院などが提供する医療サービス

○疾病予防、健康づくりなどの保健事業

○母性の健康を保持、増進するとともに、心身ともに健全な児童の出生と育成を増進するための母子保健

○食品や医薬品の安全性を確保する公衆衛生
など

※これらの分類については、昭和25年及び昭和37年の社会保障制度審議会の勧告に沿った分類に基づいている。

2

2

厚生労働省の役割・任務

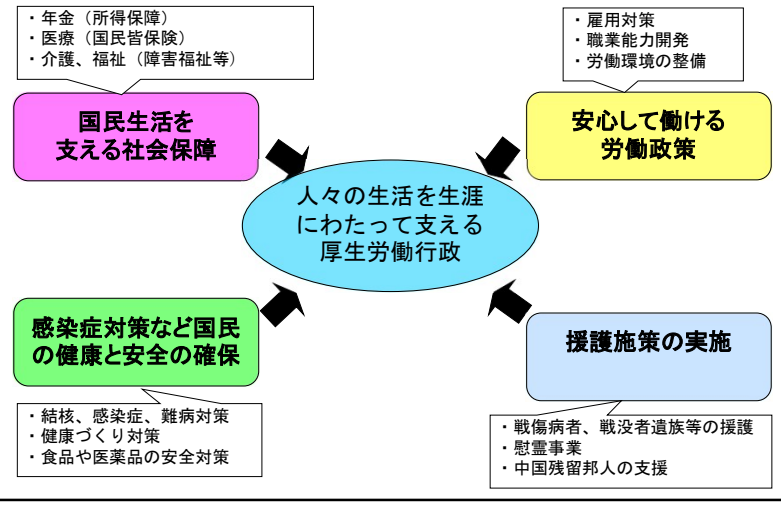

3

3

将来人口推計

○ 日本の人口は近年減少局面
○ 2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になる

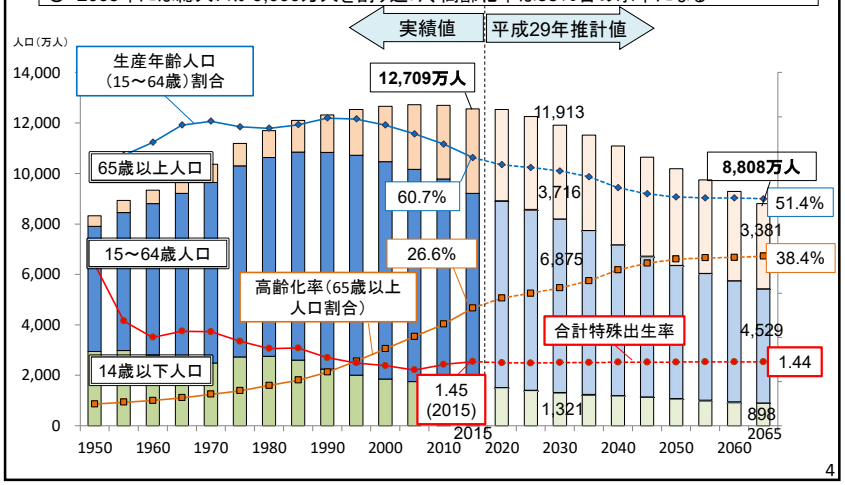

4

4

人口構造の急速な変化

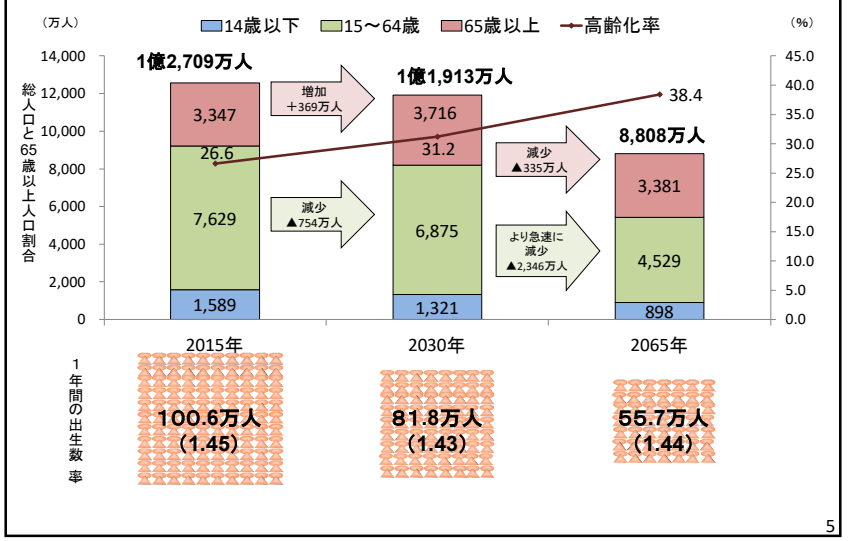

5

5

社会保障給付費の推移

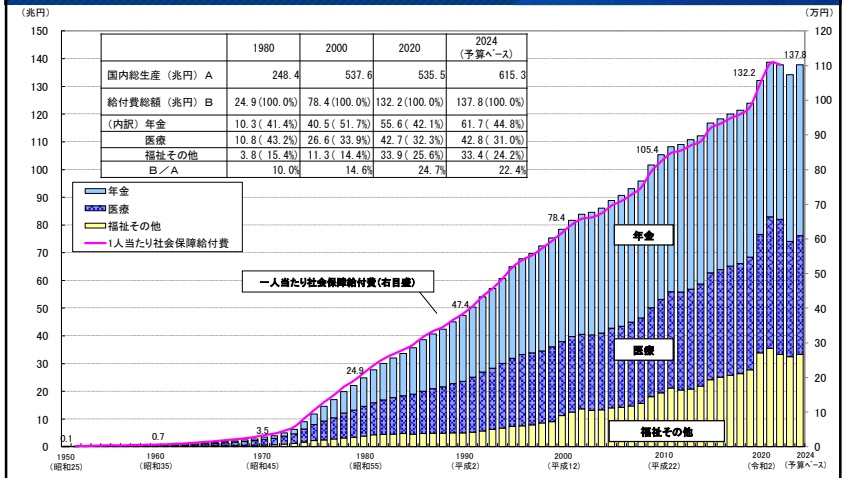

	1980	2000	2020	2024（予算ベース）
国内総生産（兆円）A	248.4	537.6	535.5	615.3
給付費総額（兆円）B	24.9（100.0%）	78.4（100.0%）	132.2（100.0%）	137.8（100.0%）
（内訳）年金	10.3（41.4%）	40.5（51.7%）	55.6（42.1%）	61.7（44.8%）
医療	10.8（43.2%）	26.6（33.9%）	42.7（32.3%）	42.8（31.0%）
福祉その他	3.8（15.4%）	11.3（14.4%）	33.9（25.6%）	33.4（24.2%）
B／A	10.0%	14.6%	24.7%	22.4%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「令和4年度社会保障費用統計」、2023～2024年度（予算ベース）は厚生労働省推計、
2024年度の国内総生産は「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和6年1月26日閣議決定）」
（注）図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000,2010,2020及び2024年度（予算ベース）の社会保障給付費（兆円）である。

6

6

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

2

1．社会保障制度について
2．障害福祉制度を取り巻く状況について
3．障害福祉人材確保・職場環境改善等について
4．就労支援について
5．地域共生社会の取組について

厚生労働省

7

7

障害者の数

○ 障害者の総数は1164．6万人であり、人口の約9．3%に相当。
○ そのうち身体障害者は423．0万人、知的障害者は126．8万人、精神障害者は614．8万人。

（在宅・施設別）

障害者総数　1164．6万人（人口の約9．3%）
うち在宅　　1116．0万人（95．8%）
うち施設入所　　48．7万人（ 4．2%）

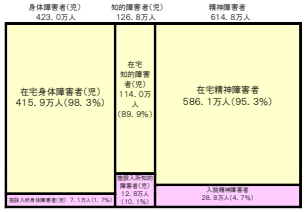

（年齢別）

65歳未満　　53%
65歳以上　　47%

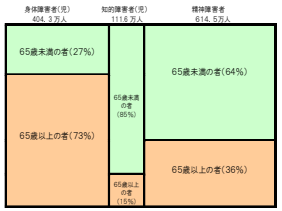

出典　在宅身体障害者（児）及び在宅知的障害者（児）：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（令和4年）、施設入所身体障害者（児）及び施設入所知的障害者（児）：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（令和3年）等、
　　在宅精神障害者及び入院精神障害者：厚生労働省「患者調査」（令和2年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

※在宅身体障害者（児）及び在宅知的障害者（児）は、障害者手帳所持者数の推計。このため、障害者手帳非所持で障害福祉サービス等を利用している者は含まれていない。
※施設入所身体障害者（児）及び施設入所知的障害者（児）には高齢者施設に入所している者は含まれていない。
※年齢別の身体障害者（児）及び知的障害者（児）数は在宅者数（年齢不詳を除く）で算出。精神障害者数は在宅及び施設入所者数（いずれも年齢不詳を除く）で算出。
※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計であり（各種別ごとの人数を単純に合計）。
※令和2年から患者調査の総患者数の推計方法を変更している。具体的には、再来外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している（平成29年までは31日以上を除外していたが、令和2年からは99日以上を除外して算出）。

8

8

障害福祉サービス等の利用者数の推移

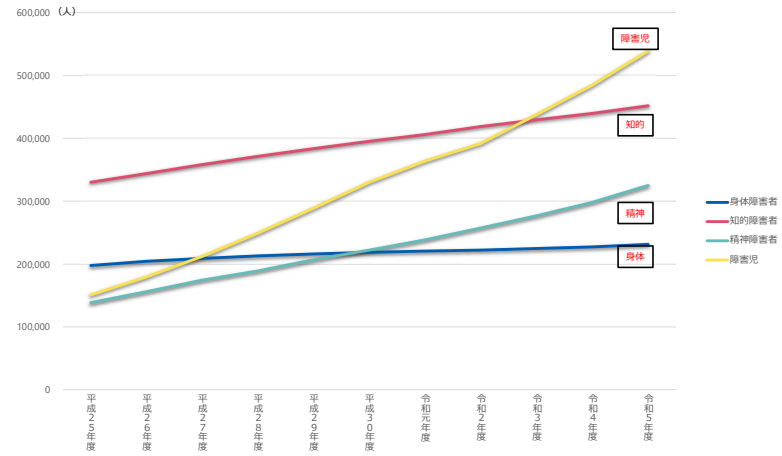

※　国保連データから作成。各年度１０月の利用者数。

9

9

身体・知的・精神障害者のサービス種類ごとの利用者数の推移

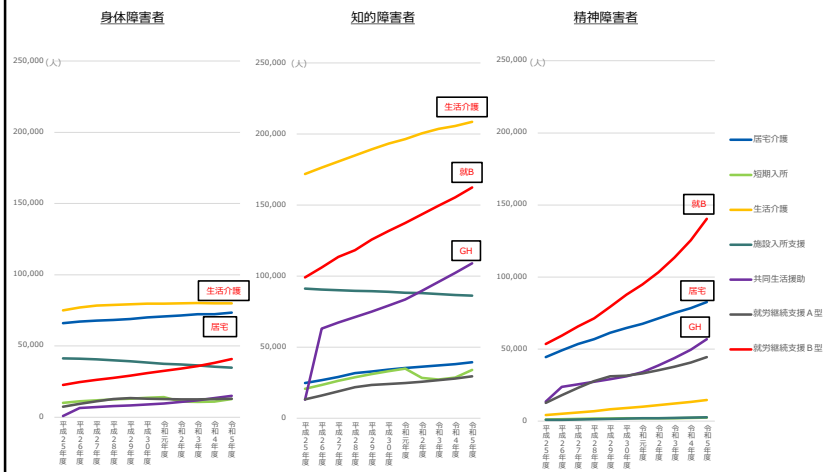

※　国保連データから作成。各年度１０月の利用者数。（平成25年度については、共同生活介護の利用者は含まれない。）

10

10

身体・知的・精神障害者の年齢別の利用者数の推移

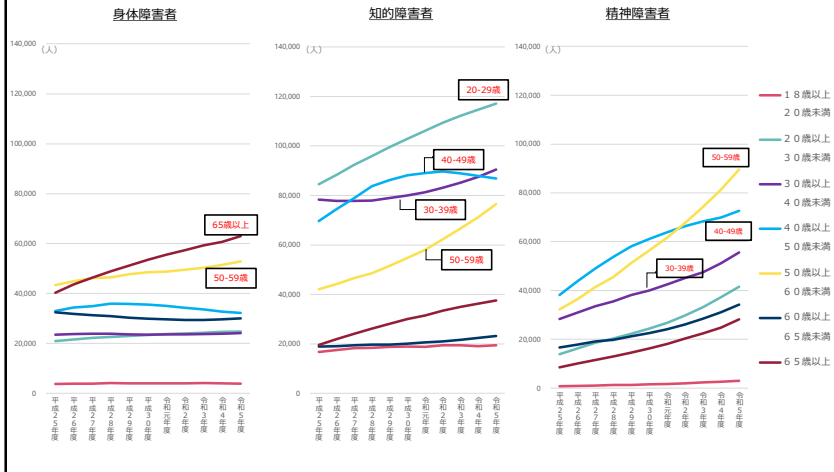

※　国保連データから作成。各年度１０月の利用者数（障害児を除く。）。

11

11

障害福祉サービス等の総費用額の推移

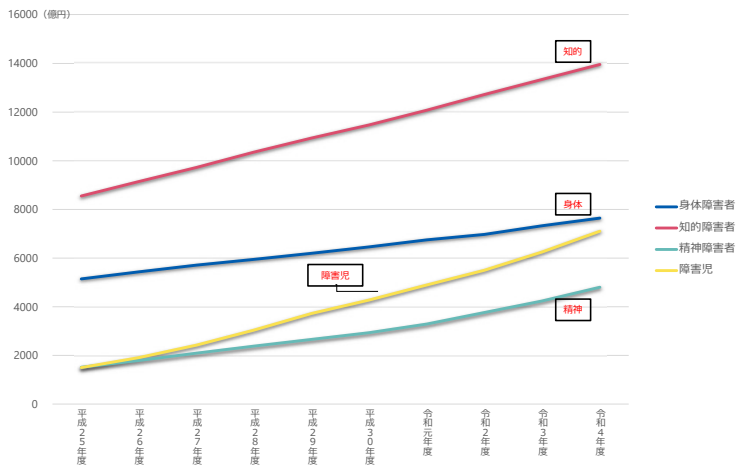

※　国保連データから作成。

12

12

障害福祉サービス等：総費用、利用人数、1人当たり費用

※第143回社会保障審議会障害者部会（令和6年11月14日）の「参考資料2」で、各サービスごとにもデータをまとめて掲出しております。ご関心のある方は、厚労省HPにてご参照ください。

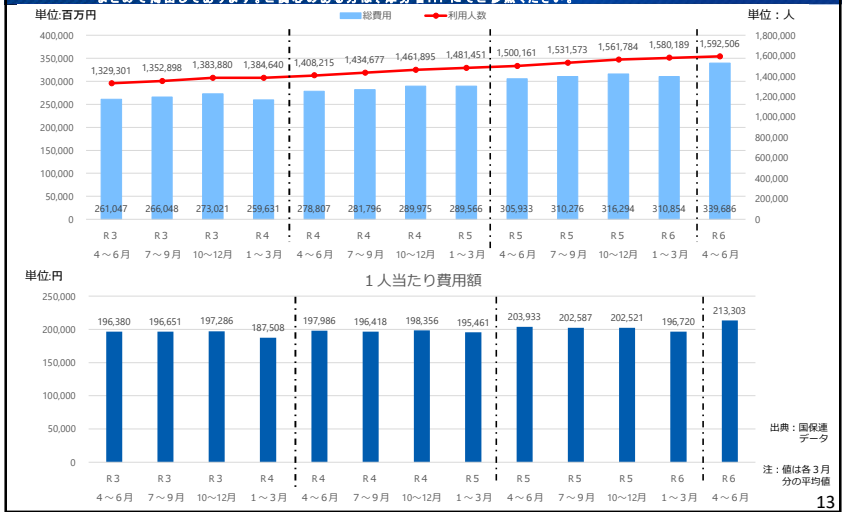

13

13

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は１８年間で約４倍に増加している。

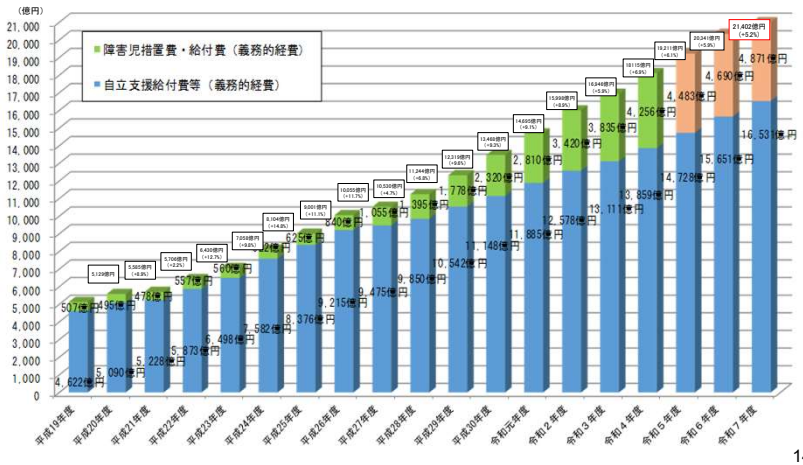

14

14

障害保健福祉施策の歴史

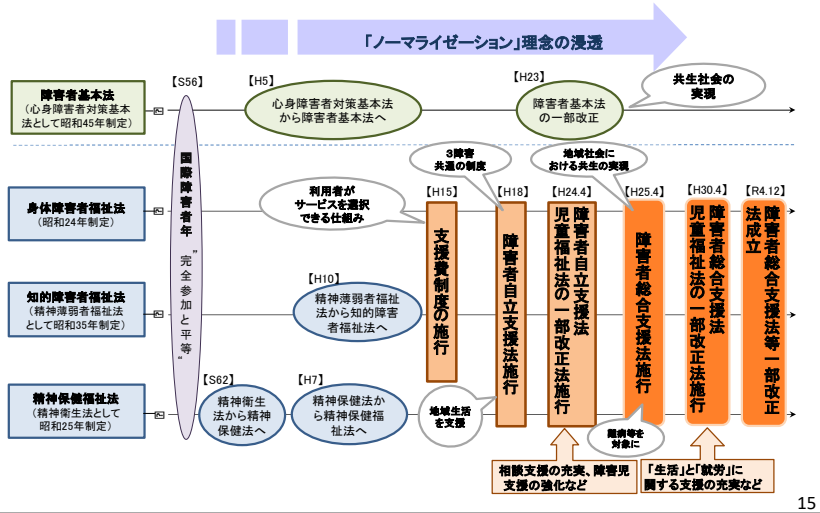

15

15

障害者総合支援法等における給付・事業

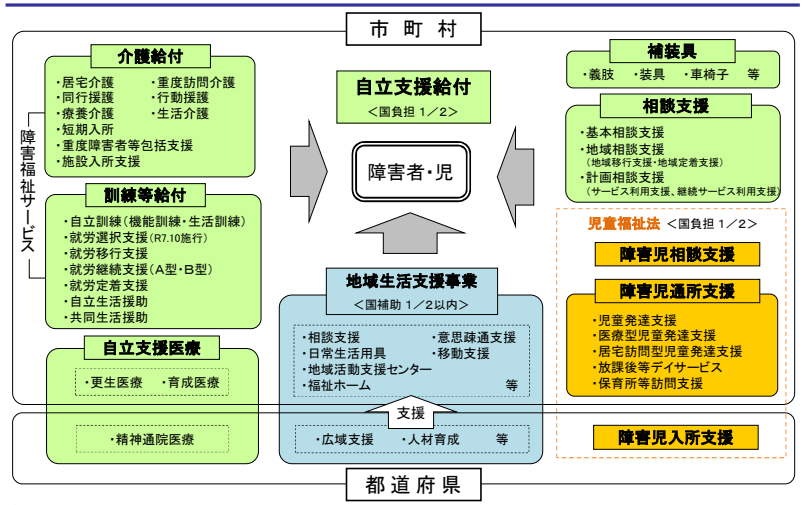

⇨ 日中活動、就労、発達支援・介護等をはじめ各種ニーズに対応できる支援体制の構築を推進

16

16

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容			利用者数	施設・事業所数
訪問系	介護給付	居宅介護	者	児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	212,509	22,628
		重度訪問介護	者		重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	13,790	7,618
		同行援護	者	児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	27,511	5,739
		行動援護	者	児	自己判断能力が制限された人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	16,564	2,335
		重度障害者等包括支援	者	児	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	42	12
日中活動系		短期入所	者	児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	62,428	6,560
		療養介護	者		医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	21,170	259
		生活介護	者		常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	304,920	12,973
施設系		施設入所支援	者		施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	122,026	2,526
居住支援系	訓練等給付	自立生活援助	者		一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	1,178	284
		共同生活援助	者		夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う 居宅における自立した日常生活への移行後の定着に関する相談等の援助を行う	199,550	14,247
訓練系・就労系		自立訓練（機能訓練）	者		自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,204	185
		自立訓練（生活訓練）	者		自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	15,510	1,383
		就労移行支援	者		一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	37,249	2,839
		就労継続支援（A型）	者		一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	85,116	4,384
		就労継続支援（B型）	者		一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	381,894	18,427
		就労定着支援	者		一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	18,385	1,703

（注）1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 6年 12月サービス提供分（国保連データ）

17

17

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

				サービス内容			利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援	センター	児	地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う		198,692	13,566
			センター以外	児	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行う			
		放課後等デイサービス		児	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う		377,599	22,584
障害児訪問系		居宅訪問型児童発達支援		児	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う		392	130
		保育所等訪問支援		児	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う		26,968	2,369
障害児入所系		福祉型障害児入所施設		児	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う		1,267	183
		医療型障害児入所施設		児	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う		1,705	200
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援		者 児	【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨		261,238	10,568
		障害児相談支援		児	【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】		94,642	6,930
		地域移行支援		者	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う		721	369
		地域定着支援		者	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う		4,638	548

※ 障害児支援は、個別に利用の要否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）※ 相談支援は、支援区分によらず利用の要否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注）1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 6年 12月サービス提供分（国保連データ）

18

18

障害福祉サービス事業所の数や分布の地域差

○ 人口10万人当たり障害福祉サービス事業所数を都道府県別にみると、以下のような地域差が認められた。

- 障害福祉サービス事業所全体でみると、大阪府、奈良県、和歌山県が大きく、埼玉県、東京都、神奈川県が小さい。
- 訪問系サービス事業所に限ると、大阪府、奈良県、京都府が大きく、茨城県、富山県、山形県が小さい。

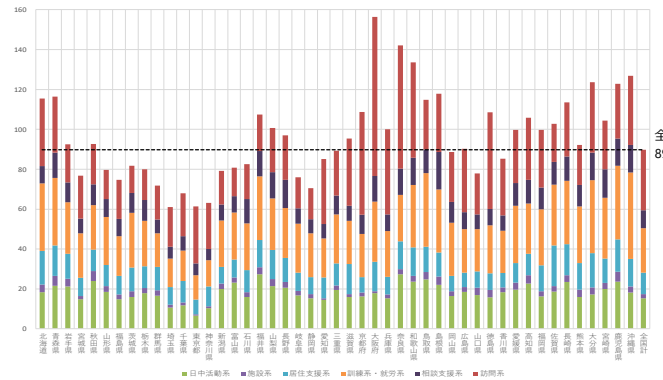

（出典）「国保連データ」（令和５年10月サービス提供分）及び総務省統計局「人口推計」（2023年（令和５年）10月１日現在）より作成。

19

19

障害児支援サービス事業所の数や分布の地域差

○ 18歳未満人口10万人当たり障害児支援サービス事業所数を都道府県別にみると、以下のような地域差が認められた。

- 障害児支援サービス事業所全体でみると、沖縄県、鹿児島県、熊本県が大きく、東京都、秋田県、新潟県が小さい。
- 障害児通所系サービス事業所に限ると、沖縄県、鹿児島県、徳島県が大きく、東京都、秋田県、新潟県が小さい。

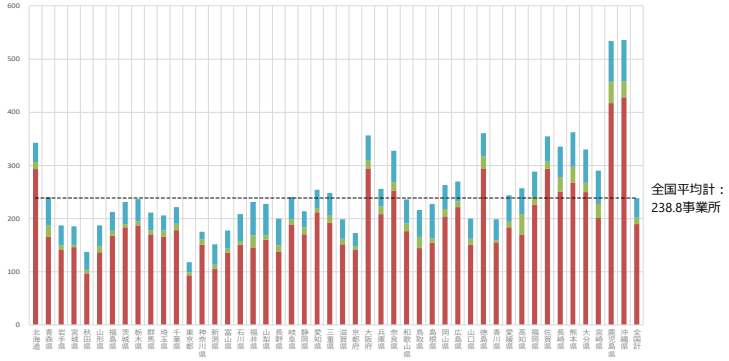

（出典）「国保連データ」（令和５年10月サービス提供分）及び総務省統計局「人口推計」（2023年（令和５年）10月１日現在）より作成。18歳未満人口については、「人口推計」より推計。

20

20

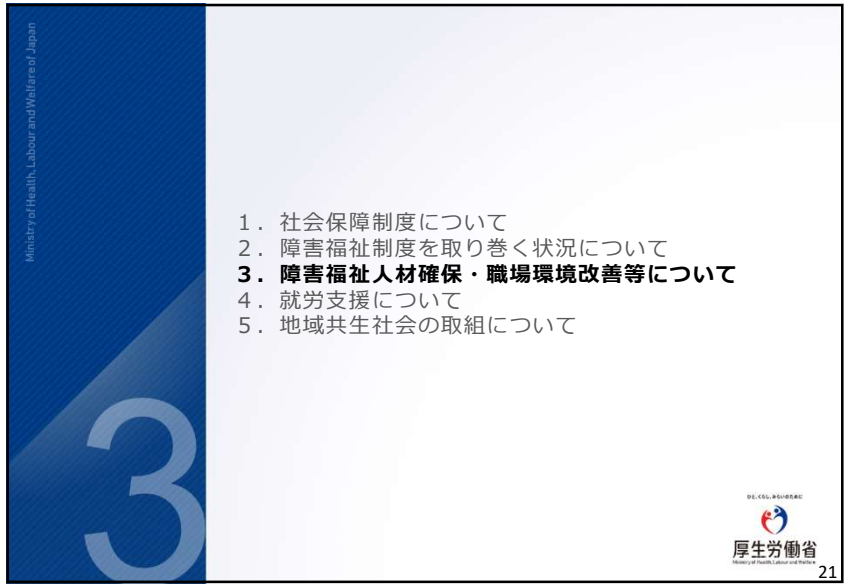

21

21

障害福祉分野の福祉・介護職員数の推移（推計値）

○ 障害福祉サービス等の利用者数は15年間で約3.2倍に増加しているのに対し、サービス量の増加に伴う障害福祉分野の福祉・介護職員数は17年間で約2.4倍となっている。

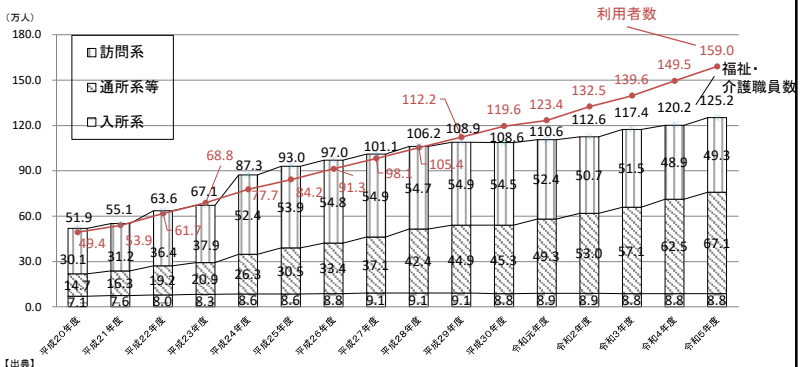

【出典】
（1）利用者数：
国保連データに基づく各年度3月の利用者数を記載。
（2）福祉・介護職員数：
厚生労働省「社会福祉施設等調査」に基づく各年10月１日現在の数値を記載。従業者数は、福祉・介護職員処遇改善加算の対象となる直接処遇職員について、常勤、非常勤を含めた実人員数を各サービス・事業で合計したものである。平成21～29年度の数値は、回収率の割り戻しにより補正し推計したもの。平成30年度からは、調査結果が全施設・事業所の推計値となり、回収率での割り戻しはしていないため、平成29年以前の結果との比較には留意が必要。各年度の「社会福祉施設等調査」の結果を踏まえ、障害者自立支援法、障害者総合支援法のサービス及び児童福祉法のサービスを含めているが、年度によってサービスの新設・廃止があるため、年度間の比較には留意が必要。

22

22

障害福祉関係分野職種における労働市場の動向（有効求人倍率の動向）

○ 障害福祉サービス等従事者を含む関係職種の有効求人倍率は、全職種より高い水準で推移している。

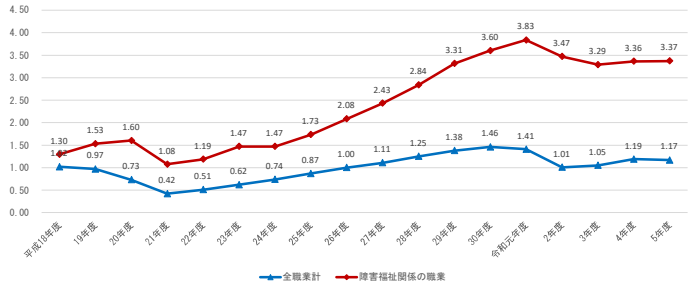

【出典】厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」により厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において作成。
注1）上記はパートタイムを含む常用の数値。常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。パートタイムとは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短いものをいう。
注2）上記の数値は、新規学卒者及び新規学卒者求人を除いたものである。
注3）「障害福祉関係の職業」は、平成24年度以前は「社会福祉専門の職業」の数値。平成25年度以降は、「社会福祉の専門的職業（保育士、福祉相談員等）」と「介護サービスの職業」を合計した数値。

23

23

賃金構造基本統計調査による障害福祉関係分野の賃金推移

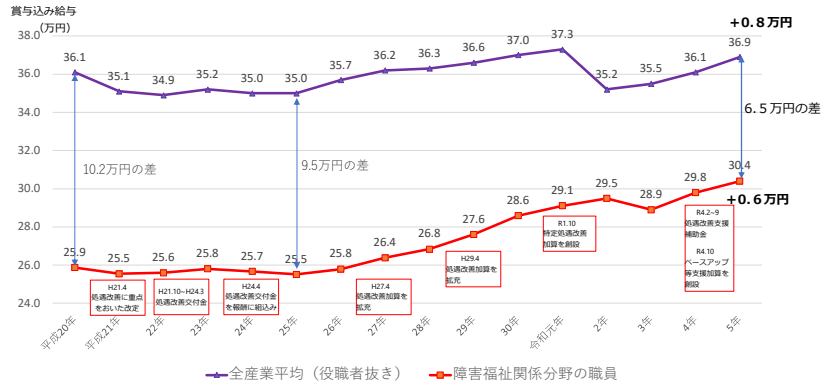

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づき障害福祉課において作成。

注１）賞与見込み給与は、調査年の６月分として支払われた給与に調査年の前年の１月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額。

注２）障害福祉関係分野の職員について、平成21年～令和元年は「保育士」、「ホームヘルパー」、「福祉施設介護員」を加重平均したもの。
令和２年～令和５年は「保育士」、「訪問介護従事者」、「介護職員（医療・福祉施設等）」を加重平均したもの。

24

24

障害福祉サービス等における人材確保の状況

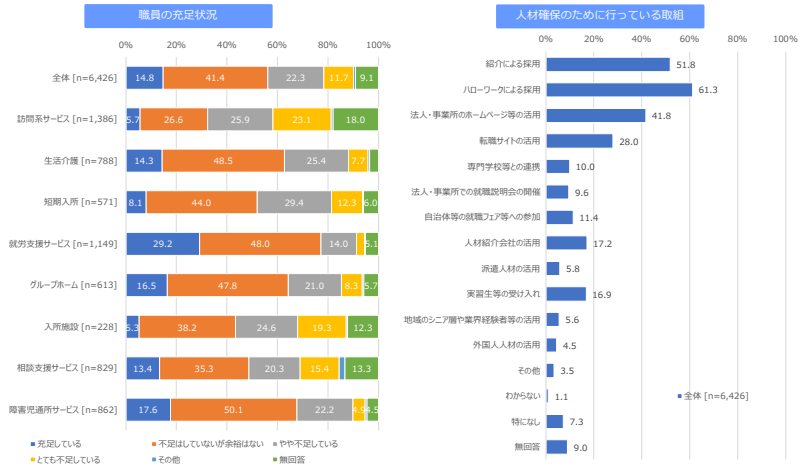

【出典】令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査

25

25

令和６年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果のポイント

○ **福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の基本給等**(※1)について、令和５年度と令和６年度を比較すると**１２，８６０円の増（＋５．３４％）**となっている。

○ また、**平均給与額**(※2)**については**、令和５年度と令和６年度を比較すると**１９，９７０円の増（＋６．４９％）**となっている。

福祉・介護職員等処遇改善加算取得	令和５年９月	令和６年９月	差　額
基　本　給　等（常勤の者）	**２４０，８５０円**	**２５３，７１０円**	**＋１２，８６０円**
平　均　給　与　額	３０７，７５０円	３２７，７２０円	＋１９，９７０円

※１　基本給等 ＝ 基本給（月額） ＋ 手当のうち毎月決まって支払われる手当（通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。）
※２　平均給与額 ＝ 基本給（月額） ＋ 手当 ＋ 一時金（４～９月の支給金額の１／６。賞与等含む。）
※３　金額は１０円未満を四捨五入している。
※４　調査対象となった施設・事業所に、令和５年度と令和６年度ともに在籍している介護職員について比較している。

令和6年度の加算の取得状況	本調査（R6. 9時点）	参考）国保連データ
福祉・介護職員等処遇改善加算（新加算）	87. 0%	87. 7% ※
① 新加算Ⅰ	49. 5%	41. 4% ※
② 新加算Ⅱ	18. 7%	27. 8% ※
③ 新加算Ⅲ	12. 3%	11. 9% ※
④ 新加算Ⅳ	3. 6%	2. 6% ※
⑤ 新加算Ⅴ（経過措置）	2. 9%	4. 0% ※

※　国保連データ（令和６年９月サービス提供分）

賃金改善の実施方法（複数回答）	
ベースアップ等により対応	69. 0%
定期昇給	40. 6%
各種手当の新設	19. 4%
既存の各種手当の引き上げ	23. 6%
賞与等の引き上げまたは新設	50. 6%

給与等の引き上げの対象者	
施設・事業所の職員全員	56. 0%
調査対象サービスの従事者全員	9. 9%
調査対象サービスの福祉・介護職員全員	10. 4%
何らかの要件に該当した調査対象サービスの従事者	13. 6%

加算額の一部の令和７年度への繰越状況	
加算額の一部を令和７年度に繰り越した（予定）	15. 2%
加算の全額を令和６年度分の賃金改善に充てた（予定）	77. 8%

福祉・介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由（複数回答）※上位４つを掲載　※その他を除く	
事務作業が煩雑	32. 4%
届出に必要となる事務を行える職員がいない	17. 3%
算定要件を達成できない	15. 2%
賃金改善の必要性がないため	11. 3%

福祉・介護職員以外に配分した職員の範囲（複数回答）※上位５つを掲載	
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者	80. 5%
事務員	35. 6%
看護職員	27. 1%
福祉・介護職員以外の配置指導員等（賃金向上達成指導員、目標工賃達成指導員等）	18. 9%
理学療法士・作業療法士、機能訓練担当職員（言語聴覚士含む）、心理指導担当職員	18. 2%

26

26

これまでの障害福祉サービス等報酬改定

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成21年度改定	○良質な人材の確保　○地域生活基盤の充実　○事業者の経営基盤の安定　○中山間地域等への配慮　○サービスの質の向上　○新体系への移行促進	＋ 5.1%
平成24年度改定	○福祉・介護職員の処遇改善の確保　○物価の動向等の反映 ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援　○経営実態等を踏まえた効率化・重点化	＋ 2.0%
平成27年度改定	○福祉・介護職員の処遇改善　○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ○サービスの適正な実施等	± 0%
平成30年度改定	○障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援 ○医療的ケア児への対応等　○精神障害者の地域移行の推進 ○就労系サービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進 ○障害福祉サービスの持続可能性の確保	＋ 0.47%
令和3年度改定	○障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援 ○効果的な就労支援 ○医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進　○感染症等への対応力の強化 ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進 ○持続可能性の確保	＋0.56% （※うち、コロナ対応に係る特例的な評価 ＋0.05%（令和3年9月末までの間））
令和6年度改定	○福祉・介護職員等の処遇改善　○障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり ○医療と福祉の連携の推進　○社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細やかな対応 ○持続可能性の確保	＋1.12%

27

27

福祉・介護職員等処遇改善加算について

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

概　要

○　障害福祉現場で働く方々にとって、令和６年度に2.5%、令和７年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。

○　福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた４段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

※　一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。　【告示改正】

単位数

※　福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる。
加算率は、サービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%
自立訓練（機能訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
自立訓練（生活訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労継続支援Ａ型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
就労継続支援Ｂ型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%
就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%
自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
共同生活援助（外部サービス利用型）	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%
児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%
医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%
放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%
居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%
保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%
福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%
医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%

（注）令和６年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、旧３加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、令和6年度報酬改定による加算率の引上げを受けることができる等の激変緩和措置を講じる。

28

28

福祉･介護職員等処遇改善加算の取得状況

	取得	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ以下	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ	未取得
介護給付(訪問系、日中活動系、施設系) 注1	87.7%	41.4%	27.8%	18.5%	11.9%	2.6%	4.0%	12.3%
訓練等給付(居住支援系、訓練系・就労系) 注2	84.9%	42.2%	20.5%	22.3%	14.8%	3.4%	4.1%	15.1%
障害児支援に係る給付(障害児通所系、障害児訪問系、障害児入所系) 注3	91.1%	47.0%	24.6%	19.4%	15.1%	1.9%	2.4%	8.9%
全体	87.7%	43.1%	24.7%	19.8%	13.6%	2.6%	3.7%	12.3%

【出典】国保連データ(令和6年9月サービス提供分)

注１）介護給付(訪問系、日中活動系、施設系)：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、短期入所、生活介護、施設入所支援

注２）訓練等給付(居住支援系、訓練系・就労系)：自律訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(Ａ型、Ｂ型)、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助(介護サービス包括型、外部サービス利用型、日中サービス支援型)

注３）障害児支援に係る給付(障害児通所系、障害児訪問系、障害児入所系)：児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児入所支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

29

29

障害福祉現場の生産性向上

直接処遇業務の効率化・質の向上

介護ロボットやICTテクノロジーの活用、小規模事業所の協働化等により、人材確保が難しい中でも、直接処遇業務の効率化や質の向上を図ることが必要。

<具体的な取組>

○　**見守り支援機器の活用促進**
（令和６年度障害福祉サービス等報酬改定）

・見守り支援機器を導入したうえで入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和。

○　**障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業**
（令和６年度補正予算）

・職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせて導入する際の経費等を補助。

○　**障害福祉人材確保・職場環境改善等事業**
（令和６年度補正予算）

・福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。

○　**障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業**
（令和６年度補正予算）

・障害福祉分野の小規模事業所の人材の確保・経営の安定化、さらには地域の活性化に向け、障害福祉サービス間の協働だけでなく、同じ福祉分野である介護分野等との協働化（共生型）の取組や、さらには民間の他産業と協働化の取組について、モデル事業を実施。

間接業務の負担軽減

指定申請等の各種手続きや業務負担の軽減により、障害福祉現場における書類作成等の間接業務を減らし、利用者の支援に注力できる環境づくりが必要。

<具体的な取組>

○　**標準様式等の使用の基本原則化**

・　規制改革実施計画（令和５年６月16日閣議決定）に基づき、指定申請関連文書、報酬請求関連文書の標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」）を作成・周知済み。

・　令和６年度内に、標準様式等の使用を基本原則化するための関係府省令等の改正を行う予定。

○　**事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化**

・　デジタル行財政改革会議の下で、電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について、障害福祉サービス等の事業所台帳管理システムや、業務管理体制データ管理システムも含め、事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化に向けて、令和６年度中にシステム共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定予定。

○　**テレワークの活用**
（令和６年度障害福祉サービス等報酬改定）

・　管理者の管理業務について、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークにより業務を行うことが可能であること、また、管理者以外の職種に係る業務について、直接処遇業務を除き、利用者の処遇に支障が生じない範囲内において、テレワークにより業務を行うことが可能であることを示すとともに、テレワークに係る業務類型ごとの留意事項を示した。

30

30

障害福祉サービスにおける外国人介護人材の従事について（訪問系サービス）

◆外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会中間まとめ（令和６年６月26日）抜粋
（具体的な対応）

○　以上を踏まえると、外国人介護人材の訪問系サービスの従事については、日本人同様に介護職員初任者研修を修了した有資格者等であることを前提に、ケアの質や権利保護等の観点から、以下のとおり、事業者に対して一定の事項について遵守を求め、当該事項を適切に履行できる体制・計画等を有することを条件として従事を認めるべきである。国においては、適切な指導体制の確保やハラスメント対応等の観点から、受入事業者の遵守事項の履行体制の確保の確認や、相談窓口の設置、受入環境整備等を行うことが重要である。これは、障害福祉サービスについても、同様に考えられる。

障害福祉サービスにおいても、介護サービスと同様、日本人同様に各訪問系サービスに従事するための研修課程を修了した有資格者等（※1）であり、障害福祉サービス事業所等での実務経験等を有する者（※2）であることを前提に、利用者・家族への事前の説明や、同様の遵守事項を求めた上で、外国人介護人材の訪問系サービスの従事を認める。
（※2)障害福祉サービス事業所等での実務経験１年以上あることを原則とする

対象サービス	外国人介護人材が従事する要件 （※1日本人同様に各訪問系サービスに従事するための研修課程を修了した有資格者等）
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	各サービスの従事に必要な研修課程修了等の要件（※）を満たしていること ※ 生活援助従事者研修課程のみを修了した場合を除く
重度障害者等包括支援	重度障害者等包括支援で提供する各訪問系サービスについて、各サービスの従事に必要となる研修課程修了等の要件を満たしていること
居宅訪問型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援の「訪問支援員」の要件（※）を満たしていること ※ 介護を伴わない要件を除く
移動支援事業（地域生活支援事業）	一定の研修課程（※）を修了していること ※ 地域の事業の必要量の見込みや利用者へのケアの質の担保に留意し、市町村において判断 ※ 車両移送型は除く

＊ 介護保険制度の訪問入浴介護については、複数人でのサービス提供が必要なサービスであり、また、必ずしも介護職員初任者研修等の修了が求められていないが、職場内での研修等の受講や、キャリアアップの観点でのきめ細かな支援への配慮を求めた上で、外国人介護人材の従事を認めることとしており、障害者総合支援法の地域生活支援事業で実施する訪問入浴サービスについても、複数人でのサービス提供を行うことを要件に、訪問入浴介護と同様の対応や、サービス提供の安全性を確保するための体制をとることを求めた上で、外国人介護人材の従事を認める。

31

31

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1．社会保障制度について
2．障害福祉制度を取り巻く状況について
3．障害福祉人材確保・職場環境改善等について
4．就労支援について
5．地域共生社会の取組について

厚生労働省

32

32

就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数約1,165万人(※1)**中、18歳～64歳の在宅者数約487万人**(※2)
（内訳：身体423.0万人、知的 126.8万人、精神614.8万人）　（内訳：身体99.5万人、知的 66.9万人、精神320.7万人）

※1　身体障害者数及び知的障害者数は、生活のしづらさなどに関する調査及び社会福祉施設等調査等による身体障害者手帳及び療育手帳の所持者数等を元に算出した推計値、精神障害者数は、患者調査を元に算出した推計値。このほか、就労支援施策については、難病患者等が対象になる。
※2　身体障害者数及び知的障害者数については18歳～65歳未満、精神障害者数については20歳～65歳未満。

一般就労への移行の現状
① 特別支援学校から一般企業への就職が**約 29．6%**　就労系障害福祉サービスの利用が**約 33．3%**
② 就労系障害福祉サービスから一般企業への就職は、年々増加し、**令和5年は約2．7万人**が一般就労への移行を実現

大学 専修学校 の進学等

障害福祉サービス
- ・就労移行支援　約 3．6万人
- ・就労継続支援A型　約 9．0万人
- ・就労継続支援B型　約35．3万人

（令和6年3月）

就労系障害福祉サービスから一般就労への移行

1,288人／H15	1.0
2,460人／H18	1.9倍
3,293人／H21	2.6倍
4,403人／H22	3.4倍
5,675人／H23	4.4倍
7,717人／H24	6.0倍
10,001人／H25	7.8倍
10,920人／H26	8.5倍
11,928人／H27	9.3倍
13,517人／H28	10.5倍
14,845人／H29	11.5倍
19,963人／H30	15.5倍
21,919人／R1	17.0倍
18,599人／R2	14.4倍
21,380人／R3	16.6倍
24,426人／R4	19.0倍
26,586人／R5	20.6倍

12,809人/年
（うち就労系障害福祉サービス 6,881人）

639人/年

特別支援学校
卒業生20,641人（令和6年3月卒）

就職 6,115人/年

就職

企業等
雇用者数
約67．7万人
（令和6年6月1日）
※40.0人以上企業
※身体、知的、精神の手帳所持者

ハローワークからの紹介就職件数
110,756件
※A型：29,081件
（令和5年度）

【出典】社会福祉施設等調査、国保連データ、学校基本調査、障害者雇用状況調査、患者調査、生活のしづらさなどに関する調査　等

33

33

一般就労への移行者数・移行率の推移（事業種別）

○　就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は、令和5年においては前年比約9%増となり、約2．6万人であった。
○　令和5年におけるサービス利用終了者に占める一般就労への移行者の割合は、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型において前年より増加している。

＜一般就労への移行者数の推移＞

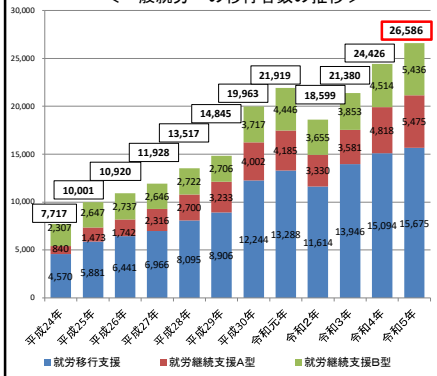

<サービス利用終了者に占める一般就労への移行者割合の推移>

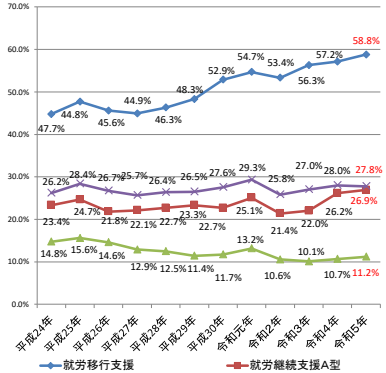

【出典】社会福祉施設等調査（各年の移行者数は、当該年の10月1日時点における前年1年間の実績）

34

34

障害者雇用の状況

○民間企業の雇用状況（2024年6月1日現在）
雇用者数 67.7万人（身体障害者36.9万人、知的障害者15.8万人、精神障害者15.1万人）
実雇用率 2.41%　法定雇用率達成企業割合 46.0%
○ 雇用者数は21年連続で過去最高を更新。障害者雇用は着実に進展。

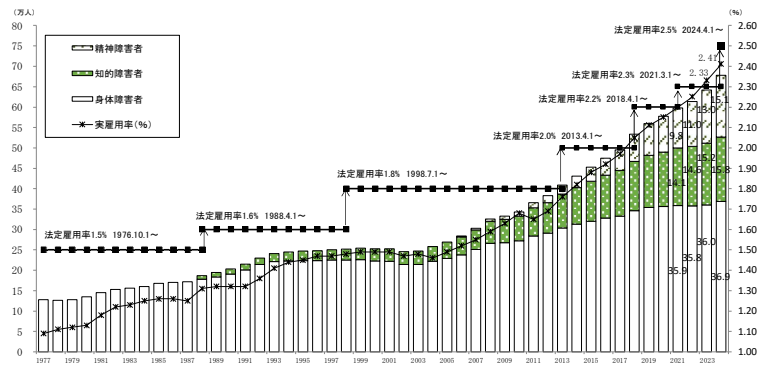

出典：障害者雇用状況の集計結果

35

35

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業 （規則第6条の9）	就労継続支援A型事業 （規則第6条の10第1項）	就労継続支援B型事業 （規則第6条の10第2項）	就労定着支援事業 （規則第6条の10の4）
事業概要	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 （標準利用期間：２年） ※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 （利用期間：制限なし）	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 （利用期間：制限なし）	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。 （利用期間：３年）
対象者	① 企業等への就労を希望する者 **② 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者（R4障害者総合支援法改正法により新設）** ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 **④ 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者（R4障害者総合支援法改正法により新設）** ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者 **④ 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者（R4障害者総合支援法改正法により新設）**	① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者
事業所数	2,823事業所 （国保連データ令和7年1月）	4,368事業所 （国保連データ令和7年1月）	18,516事業所 （国保連データ令和7年1月）	1,705事業所 （国保連データ令和7年1月）
利用者数	36,910人 （国保連データ令和7年1月）	84,704人 （国保連データ令和7年1月）	383,097人 （国保連データ令和7年1月）	18,532人 （国保連データ令和7年1月）

36

36

就労継続支援B型

○ 対象者

■ 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者
① 企業等や就労継続支援事業（Ａ型）での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
③ ①及び②に該当しない者であって、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者
④ 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者

○ サービス内容

■ 通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
■ 平均工賃が工賃控除程度の水準（月額3,000円程度）を上回ることを事業者指定の要件とする
■ 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
■ 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

■ サービス管理責任者
■ 職業指導員 / 生活支援員 ― 10:1以上

○ 報酬単価（令和3年報酬改定以降、2類型の報酬体系）

基本報酬の体系（いずれかを選択）

（1）「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	837単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	805単位/日
3万円以上3.5万円未満	758単位/日
2.5万円以上3万円未満	738単位/日
2万円以上2.5万円未満	726単位/日
1.5万円以上2万円未満	703単位/日
1万円以上1.5万円未満	673単位/日
1万円未満	590単位/日

※ 定員20人以下、人員配置6：1の場合

（2）「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

定 員	基本報酬
20人以下	584単位/日

※ 人員配置6：1の場合

【独自の加算】
● **地域協働加算　30単位／日**
就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。

● **ピアサポート実施加算　100単位／月**
利用者に対し、一定の支援体制のもと、就労や生産活動等への参加等に係るピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算。

（1）及び（2）共通の主な加算

就労移行支援体制加算　5～93単位／日
※ 基本報酬の区分等に応じ、一般就労へ移行し６月以上定着した者の数にごとに加算

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)　15、10、6単位
⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算等
⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

○ **事業所数** 18,516（国保連令和 7 年 1月実績）　○ **利用者数** 383,097（国保連令和 7 年 1月実績）37

37

就労継続支援Ｂ型の対象者について（変遷）

2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
就労系サービス創設												就労定着支援創設							就労選択支援創設
	★		★			★	★		★ 就労アセスメント開始										

障害者自立支援法（2006～2012）　障害者総合支援法（2013～）

★
（一）就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
（二）就労移行支援事業を利用（暫定支給決定における利用を含む）した結果、本事業の利用が適当と判断された者
（三）（一）及び（二）のいずれにも該当しない者であって、50歳に達している者又は障害基礎年金１級受給者
（四）平成21年3月31日までの間に限り、（一）から（三）までのいずれにも該当しない者であって、地域に一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業所が少なく、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における本事業の利用希望者

★
<留意事項通知より>
（一）就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
（二）就労移行支援事業を利用（暫定支給決定における利用を含む）した結果、本事業の利用が適当と判断された者
（三）（一）及び（二）のいずれにも該当しない者であって、50歳に達している者又は障害基礎年金１級受給者
（四）平成24年3月31日までの間に限り、（一）から（三）までのいずれにも該当しない者であって、地域に地域に一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業所が少なく、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における本事業の利用希望者

★
<平成24年3月21日 事務連絡より>
就労継続支援B型の利用対象者については、原則として、就労移行支援事業等の利用により、本人の能力・適性についてアセスメントを経た上で「就労継続支援B型の利用が適当と判断された者」が同事業を利用することができることとしているところですが、地域に就労移行支援事業所等が少なく、利用することが困難であると市町村が判断した場合には、平成24年3月31日までの経過措置として、就労移行支援事業を経ずに直接就労継続支援B型の利用を認める扱いとしてきたところです。
本経過措置の取扱いについては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の改正によりお示しをすることになりますが、昨年実施したアンケートで就労移行支援事業によるアセスメントの体制が未だ十分ではないことが明らかとなったこと等を踏まえ、当該経過措置を１年間延長する方向とすることといたしました。

★
<平成25年4月4日 内輸より>
就労移行支援事業所がない等により適切にアセスメントが行えない地域において、既存の枠組を活用することでアセスメントが実施可能となる場合もあることから、具体的な取組方法を下記の第2としてお示しするので、適切なアセスメントを行えない現状にある地域においては、これらの取組につき検討を行い、実施が可能な地域ではできるだけ早期に対応をいただくようお願いしたい。
また、就労継続支援B型事業の利用に係る経過措置の取扱いについては、今般、一定の要件を加えた上で平成26年度末（平成27年3月末）まで経過措置を延長する。

38

38

就労移行支援

○ 対象者

■ 一般就労等を希望し、知識･能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者
■ 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする障害者
※ 休職者については、所定の要件を満たす場合に利用が可能であり、復職した場合に一般就労への移行者として取り扱う。
※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能

○ サービス内容

■ 一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
■ 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場実習等によるサービスを組み合わせた支援を実施
■ 利用者ごとに、標準期間（24ヶ月）内で利用期間を設定
※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能

○ 主な人員配置

■ サービス管理責任者
■ 職業指導員 / 生活支援員 ― 6:1以上
■ 就労支援員 → 15:1以上

○ 報酬単価（平成３０年報酬改定以降、定員規模別に加え、就職後６月以上定着した割合が高いほど高い基本報酬）

基本報酬　<定員20人以下の場合>

報酬区分		基本報酬
就職後６月以上定着率	５割以上	1,210単位/日
	４割以上５割未満	1,020単位/日
	３割以上４割未満	879単位/日
	２割以上３割未満	719単位/日
	１割以上２割未満	569単位/日
	０割超１割未満	519単位/日
	０	479単位/日

※ 上表以外に、あん摩等養成事業所である場合の設定、定員に応じた設定あり（21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上）

＋

主な加算
食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等
⇒他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

移行準備支援体制加算　41単位
⇒ 施設外支援として職員が同行し、企業実習等の支援を行った場合

地域連携会議実施加算　583単位／回
⇒ 支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間（最大3年間）を通じ、所定単位数を加算する。
※ R3年新設
※サービス管理責任者が会議に参加せず、職業指導員、生活支援員又は就労支援員が会議に参加し、前後にサービス管理責任者に情報共有する場合は、408単位／回

就労支援関係研修修了加算　6単位
⇒ 就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)　15、10、6単位
⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
※ H30～資格保有者に公認心理師、作業療法士を追加
⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

○ **事業所数** 2,823（国保連令和 7 年 1月実績）　○ **利用者数** 36,910（国保連令和 7 年 1月実績）39

39

就労移行支援事業における利用更新等について

○就労移行支援の標準支援期間（2年間）を超えて就労移行支援の更新を行う際には、対象者の状況にあわせて適切な期間を設定する必要がある。
○就労移行支援を複数回利用する場合の可否については個々の対象者の状況にあわせて適切に判断する必要がある。

★就労移行支援の標準支援期間（2年間）を超えて就労移行支援の更新を行っているか。（回答数 1，575自治体）

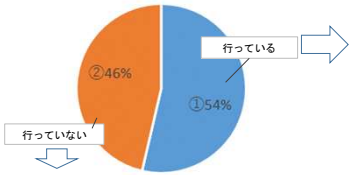

★２年間を超えた場合の期間設定

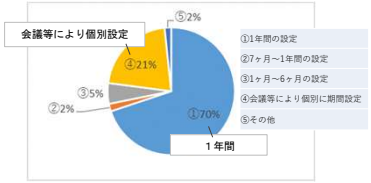

★２年間を超えた利用更新を行わなかった理由

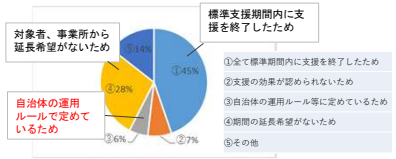

★就労移行支援を複数回利用を行っているか

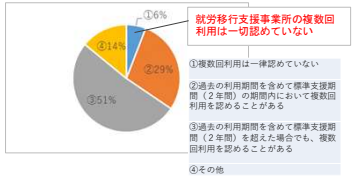

市町村における支給決定及び就労ニーズにかかる自治体報告結果（平成30年度） 厚生労働省障害福祉課調べ 40

40

就労継続支援A型

○ 対象者

■ 通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者
■ 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする障害者
※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能。

○ サービス内容

■ 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
■ 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。
■ 最低賃金含め、労働関係法令の適用あり
■ 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

■ サービス管理責任者
■ 職業指導員 生活支援員 ｝10:1以上

○ 報酬単価（令和３年報酬改定以降、定員規模別、人員配置別に加え、算定されるスコアによって基本報酬を算定）

基本報酬 <定員20人以下、人員配置7.5：1の場合>

報酬区分		基本報酬
スコア	170点以上	791単位/日
	150点以上170点未満	733単位/日
	130点以上150点未満	701単位/日
	105点以上130点未満	666単位/日
	80点以上105点未満	533単位/日
	60点以上80点未満	419単位/日
	60点未満	325単位/日

＋

主な加算

賃金向上達成指導員配置加算 15～70単位／日
※ 定員規模に応じた設定

就労移行支援体制加算 50～93単位／日
※ 定員、職員配置、基本報酬の報酬区分、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定 ※ R3～見直し

就労移行連携加算 1,000単位（1回に限り）
※ 就労移行支援に移行した者について、連絡調整等を行うとともに、支援の状況等の情報を相談支援事業者に対して提供している場合に加算 ※ R3～新設

福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ） 15、10、6単位
⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
※ H30～資格保有者に公認心理師を追加
⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等
⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

○ 事業所数 4,368（国保連令和 7 年 1月実績） ○ 利用者数 84,704（国保連令和 7 年 1 月実績）41

41

暫定支給決定の適切な実施について

○本支給決定に先立って本来行うべき暫定支給決定によるアセスメントが実施されていないケースが見られる。アセスメントと同等と認められる情報収集が行われていない場合は、暫定支給決定によってアセスメントを的確に行う必要がある。
○暫定支給後にサービスの変更・調整を行うケースは少ない。暫定支給決定期間中の利用状況を踏まえて、サービス利用による支援効果が見込まれるか、適切に判断する必要がある。

★就労移行支援と就労継続支援Ａ型の利用の際に必要な暫定支給決定の実施状況

		平成30年度に本支給決定した件数（新規利用のみ）	本支給決定に先立ち暫定支給決定した件数	そのうち変更・調整を行った件数
就労移行支援	件数	32,263件	21,572件	867件
	市町村数	1，307	936	217
就労継続支援A型	件数	29,509件	14,030件	210件
	市町村数	1，254	892	98

<暫定支給しない理由等>
・既にアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われているため
・既に本人と事業者間で本契約が進んでいる場合
・暫定支給決定を実施していない

<暫定支給しない理由等>
・転入の場合
・事前に就労移行支援を利用している場合
・既に本人と事業者間で本契約が進んでいる場合
・暫定支給決定を実施していない

★暫定支給決定によってサービスの変更調整を行なわない理由等

＜変更調整を行われない理由＞
○暫定支給期間によって利用サービスの変更・調整の必要がないと判断したため
○サービス内容の変更・調整を利用者が望まないため

＜どのような変更調整を行ったか＞
○他の就労系障害福祉サービスの利用につなげた
○特に他のサービスの利用につながらなかった
○当該サービスの利用を延期した

市町村における支給決定及び就労ニーズにかかる自治体報告結果（平成30年度） 厚生労働省障害福祉課調べ 42

42

就労定着支援

○ 対象者

■ 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者

○ サービス内容

■ 障害者との相談を通じて日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施
■ 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月１回以上は障害者との対面相当の支援
■ 月１回以上は企業訪問を行うよう努める
■ 利用期間は3年間（経過後は必要に応じて、就労支援等の関係機関等へ引き継ぐ）

○ 主な人員配置

■ サービス管理責任者 60:1
■ 就労定着支援員 40:1（常勤換算）

○ 報酬単価（令和6年4月～）就労定着率（過去３年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）が高いほど高い基本報酬

基本報酬

就労定着率	基本報酬
９割５分以上	3,512単位/月
９割以上９割５分未満	3,348単位/月
８割以上９割未満	2,768単位/月
７割以上８割未満	2,234単位/月
５割以上７割未満	1,690単位/月
３割以上５割未満	1,433単位/月
３割未満	1,074単位/月

※ 利用者及び当該利用者が雇用されている事業主等に対し、支援内容を記載した「支援レポート」を月１回以上提供した場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定。

＋

主な加算

職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 120単位／月
※職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修を修了した者を就労定着支援員として配置 している場合

特別地域加算 240単位／月
※中山間地域等の居住する利用者に支援した場合

初期加算 900単位／月（1回限り）
⇒ 一体的に運営する移行支援事業所等以外の事業所から利用者を受け入れた場合

地域連携会議実施加算 579単位／回
⇒ 支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間（最大3年間）を通じ、所定単位数を加算する。
※ R3年新設
※サービス管理責任者が会議に参加せず、就労定着支援員が会議に参加し、前後にサービス管理責任者に情報共有する場合は、405単位／回

就労定着実績体制加算 300単位／月
⇒ 就労定着支援利用終了者のうち、雇用された事業所に3年6月以上6年6月未満の期間継続して就労している者の割合が7割以上の事業所を評価する

※ 自立生活援助、自立訓練（生活訓練）との併給調整を行う。
※ 職場適応援助者に係る助成金との併給調整を行う。

○ 事業所数 1,705（国保連令和 7 年 1月実績） ○ 利用者数 18,532（国保連令和 7 年 1月実績）43

43

就労継続支援①（A型）

財務省 財政制度等審議会 財政制度分科会
（令和6年11月13日開催）資料

○ 就労継続支援A型（利用者と雇用契約を締結）は一般就労への移行支援が含まれるサービス。しかし、一般就労への移行割合が０％の事業所が半数以上。加えて、一般就労を希望する者の割合が２割未満であることや、サービスの利用申請にあたり一般就労を検討していない自治体の割合が４割強であることを踏まえれば、利用者は適切なサービス選択を行うことができていない可能性。

○ 就労継続支援A型は、助成金等を目当てにした事業所開設が行われているとの指摘もあるところ、事業活動収入として計上されておらず、経営実態調査において勘案されていない可能性がある助成金等を加味すると収支差が改善。

◆一般就労への移行割合（注）（有効回答数：1,028か所）

（出所）財務省「予算執行調査」（令和6年10月公表）
（注）令和５年度中の一般就労への移行人数を事業所の登録人数で割って算出している。

◆一般就労への希望割合及び令和５年度における一般就労への移行割合（注）（有効回答数：1,028か所）

一般就労への希望割合	18.7%
一般就労への移行割合	5.1%

（注）全事業所（1,028か所）の一般就労への希望人数及び移行人数の総合計を利用者数の総合計で割って算出している。

◆市区町村における利用者から就労系新規サービス利用の申請がされた際の一般就労検討状況（有効回答数：1,173か所）

一般就労への移行を検討している	665（56.7%）
一般就労への移行を検討していない	508（43.3%）

◆就労選択支援サービス（令和７年10月１日施行）の概要

○ 障害者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労継続支援を利用する意向を有する者等を対象に就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援。

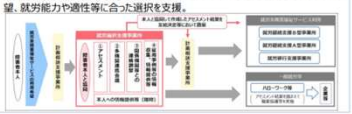

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）
第５条
14 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものをいう。就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（抄）
第194条 指定就労継続支援Ａ型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者だけう求職活動の支援に、努めなければならない。
２ 指定就労継続支援Ａ型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

福祉事業で公費（自立支援給付費，**特開金等）という安定した収入があるため，金融機関からの融資が受けやすかった。**また，別法人を立ち上げれば，融資を受けやすく，新たな法人で事業所を開設していった。
※特開金とは、ハローワーク等の紹介により障害者等を継続して雇用する事業主に対して支給される「特定求職者雇用開発助成金」のこと。
（出所）就労継続支援Ａ型事業所に係る検証報告書（2019年６月 倉敷市）

厚生労働省によると、導入当初から企業が運営する事業所を中心に、給付金や助成金を目当てにろくに事業を行わないケースが横行。開設と開設を繰り返して障害者１人につき数百万円の助成金を不正に得ていた事業者も確認されたという。
（出所）2018年６月22日 読売新聞 障害者雇用事業所「火の車」

◆経営実態調査に含まれていない可能性がある助成金等を考慮した令和５年度の事業活動収支差率（有効回答数：1,028か所）

（出所）財務省「予算執行調査」（令和6年10月公表）

【改革の方向性】（案）
○ 障害者の方々の雇用の受け皿となっていることにも留意しつつ、次期報酬改定に向けて一般就労への移行をより一層加味したメリハリのある報酬体系となるよう検討すべき。加えて、来年10月施行の就労選択支援サービスの適切な利用がなされるようにすべき。
○ 次期報酬改定に向けて、経営実態調査における助成金等の取扱いについて、同調査における記載要領において明示的に示すなど、助成金等が適切に勘案されるようにすべき。

44

44

就労継続支援②（B型）

財務省 財政制度等審議会 財政制度分科会
（令和6年11月13日開催）資料

○ 就労継続支援B型（利用者と雇用契約を結ばず工賃支払い）について、利用者の平均利用時間と収支差率の関係に着目すると、利用時間が短い４時間未満の事業所における収支差率は、全事業所平均と比較して高くなっており、提供されるサービスに対して報酬が過大となっている可能性がある。

○ また、①利用時間が４時間未満の事業所における営利法人の割合が高くなっている、②報酬体系別に区分すると参加型の収支差率は工賃型と比較して高くなっており、参加型のうち営利法人に限ると参加型全体の平均の２倍超となっている。

◆就労継続支援B型事業所のうち、利用者の平均利用時間別の事業活動収支差率（有効回答数：5,113か所）

◆ 平均利用時間別の事業運営主体（有効回答数：5,113か所）

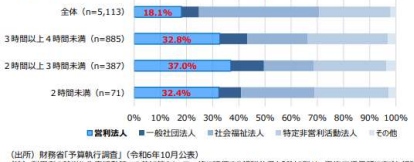

◆報酬体系別の事業活動収支差率（有効回答数：5,113か所）

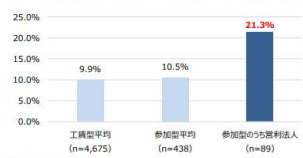

（出所）財務省「予算執行調査」（令和6年10月公表）
（注）利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価する報酬体系を「参加型」と、平均工賃月額に応じた報酬体系を「工賃型」と表記している。

【改革の方向性】（案）
○ 就労継続支援B型の報酬体系について、次期報酬改定に向けて、利用者の平均利用時間をよりきめ細やかに勘案する報酬体系への見直しを検討すべき。その際、特に参加型の収支差率が高くなっていることにも留意すべき。

45

45

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1．社会保障制度について
2．障害福祉制度を取り巻く状況について
3．障害福祉人材確保・職場環境改善等について
4．就労支援について
5．地域共生社会の取組について

5

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

46

46

改正法

障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会（イメージ）

○ 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、
・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実（障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係）総 精 難
・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上（障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係）総 雇
・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備（難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係）難 総
等を推進する。

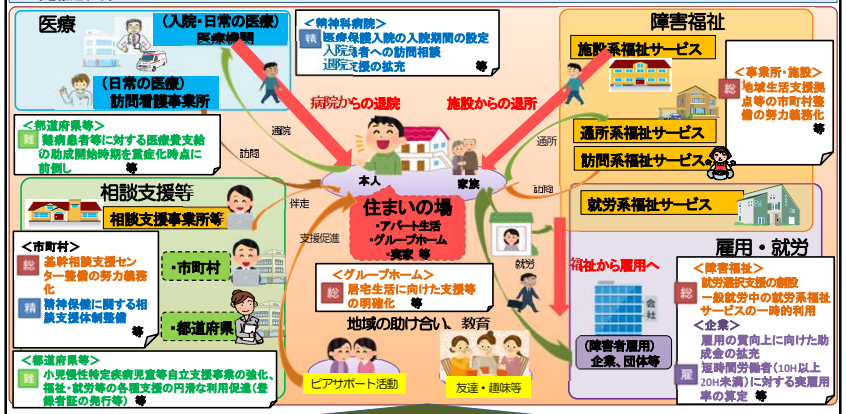

47

47

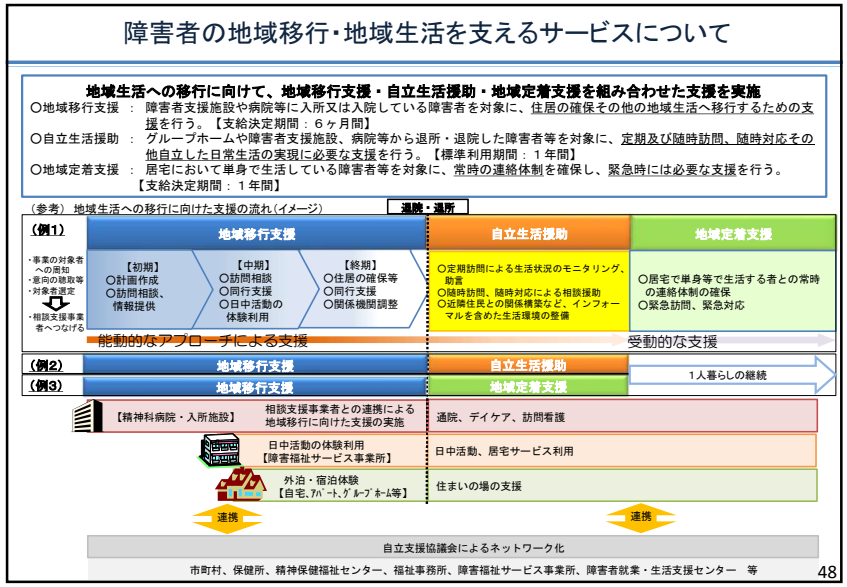
障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて
地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施
○地域移行支援 ： 障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：６ヶ月間】
○自立生活援助 ： グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：１年間】
○地域定着支援 ： 居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：１年間】
（参考） 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)
退院・退所
（例1）
地域移行支援
自立生活援助
地域定着支援
・事業の対象者への周知
・意向の聴取等
・対象者選定
・相談支援事業者へつなげる
【初期】○計画作成 ○訪問相談、情報提供
【中期】○訪問相談 ○同行支援 ○日中活動の体験利用
【終期】○住居の確保等 ○同行支援 ○関係機関調整
○定期訪問による生活状況のモニタリング、助言 ○随時訪問、随時対応による相談援助 ○近隣住民との関係構築など、インフォーマルを含めた生活環境の整備
○居宅で単身等で生活する者との常時の連絡体制の確保 ○緊急訪問、緊急対応
能動的なアプローチによる支援
受動的な支援
（例2）
地域移行支援
自立生活援助
1人暮らしの継続
（例3）
地域移行支援
地域定着支援
【精神科病院・入所施設】
相談支援事業者との連携による地域移行に向けた支援の実施
通院、デイケア、訪問看護
日中活動の体験利用【障害福祉サービス事業所】
日中活動、居宅サービス利用
外泊・宿泊体験【自宅、ｱﾊﾟｰﾄ、ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ等】
住まいの場の支援
連携
連携
自立支援協議会によるネットワーク化
市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター 等
48

48

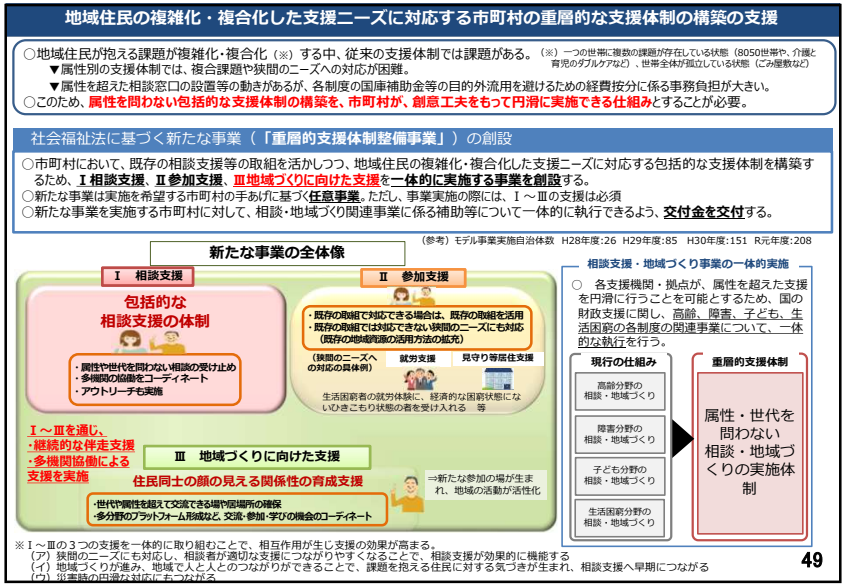
地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援
○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。
社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設
○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須
○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。
（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208
新たな事業の全体像
Ⅰ 相談支援
包括的な相談支援の体制
・属性や世代を問わない相談の受け止め
・多機関の協働をコーディネート
・アウトリーチも実施
Ⅱ 参加支援
・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）
（狭間のニーズへの対応の具体例）
就労支援
見守り等居住支援
生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等
Ⅰ～Ⅲを通じ、・継続的な伴走支援 ・多機関協働による支援を実施
Ⅲ 地域づくりに向けた支援
住民同士の顔の見える関係性の育成支援
⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化
・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート
相談支援・地域づくり事業の一体的実施
○ 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。
現行の仕組み
高齢分野の相談・地域づくり
障害分野の相談・地域づくり
子ども分野の相談・地域づくり
生活困窮分野の相談・地域づくり
重層的支援体制
属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制
※Ⅰ～Ⅲの３つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
（ア）狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
（イ）地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
（ウ）災害時の円滑な対応につながる
49

49

障害福祉サービスを核とした地域共生社会推進事業
○ 各市町村が実施している地方創生の取組に地域共生社会の視点を加え、一人ひとりが地域で役割を持って暮らすまちづくりを進めるため、地方創生の取組の中核に障害福祉サービスを活用し、障害者をはじめ多様な人々が協働して地方創生に取り組むことにより、事業運営の安定化や、障害者の理解促進に資するものである。
実施主体
市町村
交付金所要額
300,000千円（各自治体事業費の２分の１を補助／上限100,000千円）
事業内容
○ 地域の福祉ニーズの把握と、ニーズに対応した共生型福祉拠点等の整備・運営
地方創生に取り組む地域のニーズを探るとともに、障害福祉サービスがニーズに対応した施設・事業を運営する。
【事業内容の例】
これらの事業は例示であり、地域ごとの課題に応じて柔軟に対応することや、高齢者や子育て中の親等柔軟な勤務形態を希望する者にも対応していくことを目指す。
・多世代交流スペース（レストラン、道の駅等）の運営
障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援等）事業所が運営に参画し、障害者が施設の維持管理、レストラン業務を提供することにより、運営の安定化、障害者理解促進を図るとともに、災害時には被災者の生活拠点としての機能も期待できる。
・商福連携の推進
農福連携と同様に、就労継続支援事業所等が地域の商工会と連携し、繁忙期の商店の作業補助や、商店街の清掃業務等を施設外就労の枠組みを活用して行う。
障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援等）
○拠点整備 ○事業運営
高齢者・子育て中の親等
柔軟な勤務形態を希望する者との協働
市町村
○地域のニーズを踏まえた事業を実施
多世代交流スペース（例）
※災害時の生活拠点としての機能も期待できる
商福連携
○繁忙期の商店の手伝いや商店街の清掃等を実施
主なKPI
・本事業で働く障害者以外の者の人数
・交流スペースの利用者数
・商福連携を活用した商店街の来客数 等
50

50

全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」取組事例：石川県 輪島市
R６.４月時点
参考資料 内閣官房デジタル田園都市実現会議事務局作成
◆コンセプト：「タウン型生涯活躍のまち」
市街地の空き家や空き地を活用し、多世代交流施設やサービス付き高齢者向け住宅などを配置。青年海外協力協会の人材を活用し、地域課題を自ら解決できる住民自治機能の形成など、住民によるまちづくりを通して多世代の移住者等の受入環境づくりを目指す。
<特徴> ○空き家や空き地などの既存ストック活用
○国際的感性を持つ青年海外協力協会の人材活用
○住民自治機能の形成と移住者等受入意識の醸成
サービス付き高齢者向け住宅（6世帯）
交流拠点施設
短期入所施設（ショートステイ）
グループホーム（５名）
健康促進施設 ウエルネス
子育て支援施設 ママカフェ ボディケア
空き家・空き地を活用し、まちなかに拠点施設等を整備
Before
After
健康促進施設（ウエルネス）
子育て支援施設（ママカフェ）
交流拠点施設（やふかふれ）
基礎データ
・人口：22,079人（R6.4.1時点）
・地方創生先行型交付金（先駆的事業分）・地方創生加速化交付金を活用し、移住者募集広報、事業計画策定、CCRCプログラム構築などを実施。交流拠点施設の整備には都市再構築戦略事業の交付金を、ウエルネス、ショートステイ、子育て支援施設の整備には空家再生等推進事業の交付金をそれぞれ活用。
◆誰もが居場所と役割のあるコミュニティづくり
「交流・居場所」
【主な取組内容・進捗状況】
○地域交流施設を核とした交流・外出機会等の創出、住民自治活動への参画促進
【今後の展開】
○地域住民や近隣の商店会と連携し、各種イベント等を通じて交流を図る
「活躍・しごと」
【主な取組内容・進捗状況】
○就労の場の創出
・地元雇用の増加
・障害者の就労の場の確保（就労継続支援A型/B型）
【今後の展開】
○配食サービスセンターや飲食店等を整備し、さらなる就労の場を創出
「健康」
【主な取組内容・進捗状況】
○健康促進施設（ウエルネス）の整備・運営
○交流拠点施設を核とした見守り体制整備
○地域包括ケア体制との連携
【今後の展開】
○生活困窮者及び高齢者の体力維持活動を中心とした地域交流の場としての機能の向上を目指す
「住まい」
【主な取組内容・進捗状況】
○サービス付き高齢者向け住宅の整備＜全６戸＞（就労環境、地域交流機能付）
○多様な人を集めるためのグループホーム、短期入所施設の整備
【今後の展開】
○将来的な取組としてサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、移住者用の居住施設の確保
○障害者向けグループホームを追加整備
コミュニティへの人の流れ
○本プロジェクトにより、ＪＯＣＡの隊員やその家族などが輪島に移住
○生涯活躍のまちづくりに関する視察の受入れ等による関係人口の増加
※自治体・事業所・関係機関など多数
○大学生のインターンシップ受入れ等による若者世代との交流促進
その他特徴的な取組
○輪島カブーレの第２拠点施設として市内空き店舗を改修したゲストハウス（簡易宿泊所）がオープン。国内外の観光客をはじめ輪島を訪れる人との交流の場としての活用を期待
51

51

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会　とりまとめ（概要）

令和７年７月25日

地域における「連携」を通じたサービス提供体制の確保と地域共生社会

○　2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の分野を超えた連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、こどもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要。

○　地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進することで、地域共生社会を実現。

2040年に向けた課題

○　人口減少、**85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加**

○　**サービス需要の地域差**。自立支援のもと、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供

○　介護人材はじめ福祉人材が安心して働き続け、利用者等とともに地域で活躍できる地域共生社会を構築

基本的な考え方

①　**「地域包括ケアシステム」を2040年に向け深化**

②　**地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保**

③　**人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援**

④　**地域の共通課題と地方創生**（※）

※ 介護は、特に地方において地域の雇用や所得を支える重要なインフラ。人手不足、移動、生産性向上など他分野との共通課題の解決に向け、関係者が連携して地域共生社会を構築し、地方創生を実現

方向性

（１）サービス需要の変化に応じた提供体制の構築　等

※サービス需要変化の地域差に応じて３分類

［中山間・人口減少地域］サービス維持・確保のための柔軟な対応

・地域のニーズに応じた柔軟な対応の検討
　配置基準等の弾力化、**包括的な評価の仕組み**、**訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化**、**市町村事業によるサービス提供**　等

・**地域の介護等を支える法人への支援**

［大都市部］需要急増を踏まえたサービス基盤整備

・重度の要介護者や独居高齢者等に、ICT技術等を用いた24時間対応
・包括的在宅サービスの検討

［一般市等］サービスを過不足なく提供

・既存の介護資源等を有効活用し、サービスを過不足なく確保
　将来の需要減少に備えた準備と対応

（２）人材確保・生産性向上・経営支援　等

・テクノロジー導入・タスクシフト/シェアによる生産性向上
　※ 2040年に先駆けた対応。事業者への伴走支援や在宅技術開発

・都道府県単位で、雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築

・大規模化によるメリットを示しつつ、介護事業者の協働化・連携（間接業務効率化）の推進

（３）地域包括ケアシステム、医療介護連携　等

・地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論（地域医療構想との接続）

・介護予防支援拠点の整備と地域保健活動の組み合わせ
　※ 地リハ、介護予防、一体的実施、「通いの場」、サービス・活動C等の組み合わせ

・認知症高齢者等に対する、医療・介護等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進

（４）福祉サービス共通課題への対応（分野を超えた連携促進）

・社会福祉連携推進法人の活用を促進するための要件緩和

・地域の中核的なサービス主体が間接業務をまとめることへの支援

・地域の実情に応じた既存施設の有効活用等（財産処分等に係る緩和）

・人材確保等に係るプラットフォーム機能の充実

・福祉医療機構による法人の経営支援、分析スコアカードの活用による経営課題の早期発見